

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	定額減税調整給付金支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、定額減税調整給付金支給に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを低減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

山梨県都留市長

## 公表日

令和8年3月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税調整給付金支給事務
②事務の概要	<p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税(納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円)が実施されることとなった。この減税に伴い、減税前の税額が少なく減税しきれないと見込まれる者に対して、定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を1万円単位で給付する。</p> <p>本事務における特定個人情報は、以下の事務で取り扱う。 ・個人番号に紐づけられた公金受取口座への給付金支給事務</p> <p>令和6年度定額減税調整給付金(当初給付) 令和7年3月31日終了 令和7年度定額減税調整給付金(不足額給付)</p>
③システムの名称	給付金システム、住基システム、税務情報システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税調整給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の135の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第74条</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年デジタル庁総務省告示第7号)</li><li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	令和6年度定額減税調整給付金(当初給付)に関する事務 総務部 企画課 令和7年度定額減税調整給付金(不足額給付)に関する事務 市民部 税務課
②所属長の役職名	令和6年度定額減税調整給付金(当初給付)に関する事務 企画課長 令和7年度定額減税調整給付金(不足額給付)に関する事務 税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 企画課 政策推進担当(令和6年度) 都留市 市民部 税務課 市民税担当(令和7年度) Tel:0554-43-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1,000人以上1万人未満 ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 500人未満 ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 発生なし ]</div> <div>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[          ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[          十分である          ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■ 経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>① 特定個人情報の入手におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的外の入手防止: 支給対象者の算定時点でのリストを出力し、確認を行っている。</li> </ul> <p>② 不要な情報の入手防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市要綱より記載項目・様式を定め、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。</li> </ul> <p>③ 特定個人情報の使用におけるリスク対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的外の紐付け防止: 個人番号利用業務以外では、個人番号が含まれない画面表示としている。</li> <li>・ 番号法第9条別表に規定された個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステム的に制御している。</li> </ul> <p>④ 権限のない者による不正使用防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二要素認証やユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、認証後は利用機能の認可機能により不正な利用を防止している。</li> <li>・ 利用できる端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。</li> <li>・ 人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行っている。</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ○ ] 内部監査                      [ ○ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [      十分に行っている      ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [      十分である      ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<b>■都留市における措置</b> <b>①物理的安全管理措置</b> ・外部進入防止: 監視カメラ ・入退館管理: ICカード認証、入退室管理簿での管理 ・持出防止: セキュリティワイヤーによる端末固定 <b>②技術的安全管理措置</b> ・基幹系システムへのアクセス時における二要素認証 ・担当業務に応じた閲覧可能範囲の制限 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ・セキュリティ管理者による電磁記録媒体の接続制限 ・電磁記録媒体(USB等)の施錠可能な場所での保管 <b>③人的安全管理措置</b> ・職員への研修の実施

